### 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)(抄)

( 傍線部分は改正部分)

---

改正案		诅	行
第四章 指定認定機関			
(指定認定機関に係る指定の申請)			
第三十二条法第七十七条の三十六第一項の規定による指定を受けよう			
は、別記第十一号様式の指定認定機関指定申請書に次に掲げる書類を	を添えて、		
建設大臣に提出しなければならない。			
一定款又は寄附行為及び登記簿の謄本			
申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び管	<u>夏借対照表</u>		
。 ただし、 申請の日の属する事業年度に設立された法人にあって き	は、その設		
立時における財産目録とする。			
三 由請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書も	炎び収支予		
算書で認定等の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分した	<u>KH6</u>		
四 申請に係る意思の決定を証する書類			
五  申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定す	▶ る構成員		
の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)を	を記載した		
書類			
六 組織及び運営に関する事項を記載した書類			
七 事務所の所在地を記載した書類			
< <tr>         川&lt;         申請者(法人である場合においてはその役員)が法第七十七条(</tr>	の三十七第		
号及び第二号に該当しない旨の市町村(特別区を含む。) の長の	S証明書		
<u>れ</u> 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分のH	五以上の株		
式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資を-	している者		

## 室以外のもの

R	今第百三十六条の二の九第二号の表心の項に掲げる避雷設備
1	今第百四十四条の二の表①の項に掲げる乗用エレベーター で観光のため
e	もの(一般交通の用に供するものを除く。)の部分で、昇降路及び機械
-	

予令第百三十六条の二の九第二号の表的の項に掲げるエレベーターの部分

り 今第百三十六条の二の九第二号の表他の項に掲げるエスカレーター

も 今第百三十六条の二の九第二号の表面の項に掲げる冷却塔設備

## タンク

- へ 令第百三十六条の二の九第二号の表砂の項に掲げる給水タンク又は貯水
- || 今第百三十六条の二の九第二号の表①の頃に掲げる非常用の照明装置
- 八 令第百三十六条の二の九第二号の表①の項に掲げる屎尿浄化槽
- □ 今第百三十六条の二の九第二号の表①の項に掲げる防火設備
- イ 令第百三十六条の二の九第一号に掲げる建築物の部分
- | 次に掲げる建築物の部分又は工作物の部分に係る型式適合認定

#### るものとする。

- 第三十三条 法第七十七条の三十六第二項の建設省令で定める区分は、次に掲げ
- (指定認定機関に係る指定の区分)

で昇降路及び機械室以外のもの

- 十三 その他参考となる事頃を記載した書類
- 十二 認定等の業務の実施に関する計画を記載した書類
- 十一 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 十 認定員の氏名及び略歴を記載した書類

## 額を記載した書類

の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価

- カ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類す
- **□** ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戲施設
- ラ 法第八十八条第一頃に規定するエスカレーター
- 又 避害設備
- り エスカレーター ( ラに掲げるものを除く。 )
- ト
  今却塔設備
- へ 貯水タンク
- 木 給水タンク
- 二
  非常用の照明装置
- 八 屎尿净化槽
- ロ 防火設備
- イ 令第百三十六条の二の九第一号に規定する建築物の部分

#### よる公示

- 十八条の十四第一項の認証の更新並びに法第六十八条の十一第三項の規定に
- 動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及び
- 、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原
- その他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車
- 又ははりを支える部分以外のもの
- | エスカレーター(一般交通の用に供するものを除く。)の部分で、トラス|
- う 令第百四十四条の二の表心の頃に掲げる法第八十八条第一頃に規定する

(若所認何	<b>ル機関に係る名称等の変</b>	更の届出)	
第三十四条	指定認定機関は、法第	セナセ条の三十九第二	頃の規定によりその名
称若しくは	は住所又は認定等の業務	を行う事務所の所在地	心を変更しようとすると
きは、別	記第十二号様式の指定認	定機関変更届出書を、	建設大臣に提出しなけ

#### る回転運動をする遊戯施設

- カ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類す
- **□** ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戲施設
- ル 法第八十八条第一項に規定するエレベーター
- ス 避雷設備
- コ エスカレーター(ラに掲げるものを除く。)
- ト 冷却塔設備
- へ 貯水タンク
- ホ 給水タンク
- || 非常用の照明装置
- ハ 一案家浄化槽
- 口 防火設備
- イ 令第百三十六条の二の九第一号に規定する建築物の部分
- 十一第三項の規定による公示

の更新並びに法第六十八条の二十三第二頃において準用する法第六十八条の

六十八条の二十三第二項において準用する法第六十八条の十四第一項の認証

三次に掲げる型式部材等に係る法第六十八条の二十三第一項の認証及び法第

る回転運動をする遊戯施設

に掲げる認定又は認証に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一型式適合認定次のイ及び日に定める方法に従い、認定員工名以上によっ
て行うこと。
利 現則第十条の五の二に規定する申請書及びその添付図書により、次の①
から③までの建築物の部分又は工作物の部分に応じ、それぞれ当該部分に
掲げる一連の規定に適合しているかどうかについて審査を行うこと。
□ 当該申請に係る建築物の部分が今第百三十六条の二の九第一号に掲げ
るもの 同号に掲げる規定
③ 当該申請に係る建築物の部分が今第百三十六条の二の九第二号の表の
建築物の部分の欄の各項に掲げるものの同表の一連の規定の欄の当該各

更新を受けようとする場合は、第三十二条及び第三十三条の規定を準用する。

第三十六条 法第七十七条の四十一第一項の規定により、指定認定機関が指定の

第三十七条 法第七十七条の四十二第一項の建設省令で定める方法は、次の各号

らない。

(認定等の方法)

第三十五条 指定認定機関は、法第七十七条の四十第一項の規定により業務区域 の増加又は減少に係る認可の申請をしようとするときは、別記第十三号様式の 指定認定機関業務区域変更申請書に第三十二条第一号から第五号まで、第七号 、第十二号及び第十三号に掲げる書類を添えて、建設大臣に提出しなければな

(指定認定機関の業務区域の変更に係る認可の申請)

(指定認定機関に係る指定の更新)

ればならない。

しくは衛生その他の認定等に関連する分野について高度な専門的知識を有口 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、建築、機械、電気若しくは助教授の職にあり、又はあつた者

機械、電気若しくは衛生その他の認定等に関連する科目を担当する教授若

イ 学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築、

| 型式適合認定を行う場合 次のイからホまでのいずれかに該当する者|

に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に該当する者であることとする。

第三十八条法第七十七条の四十二第二項の建設省令で定める要件は、次の各号

(認定員の要件)

ハ 当該申請に係る工場又は事業場において実地に行うこと。

できないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

は法第六十八条の十三各号に掲げる基準に適合しているかどうかの判断がし、そうで行う「限」(書書書書)「見書すての」、おじっれれ書書のの一

□ 審査を行うに察し、書類記載事項に疑義があり、提出された書類のみで <u>へ</u>

 利 現則第十条の五の六に規定する申請書及びその添付図書をもって行うこ 二名以上によって行うこと。

三型式部材等製造者の認証次のイからハまでに定める方法に従い、認定員追加の書類を求めて審査を行うこと。

は一連の規定に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、

分の欄の各項に掲げるもの 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる は、当該申請に係る工作物の部分か会第百匹十匹券の二の票の工作物の部

③ 当該申請に係る工作物の部分が令第百四十四条の二の票の工作物の部項に掲げる規定

第四十条 指定認定機関は、法第七十七条の四十五第一項前段の規定により認定

(認定等業務規程の認可の申請)

機関認定員選任等届出書を建設大臣に提出しなければならない。

定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第十四号様式の指定認定

第三十九条「指定認定機関は、法第七十七条の四十二第三頃の現定によりその認(認定員の選任及び解任の届出)

める者

八 建設大臣がイ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認する者

業場で行われるものに限る。)の責任者として十年以上の実務の経験を有意意を行われるものに限る。)の責任者として十年以上の実務の経験を有

- 日建築材料又は建築物の部分の製造、検査、品質管理の業務(工場又は事
- イ 前号イからホまでのいずれかに該当する者

認証を行う場合
次のイからハまでのいずれかに該当する者

- 木 建設大臣がイから二までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するの業務に関して五年以上の実務の経験を有する者

造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査

一 建築基準適合判定資格者の登録を受けた者で、かつ、建築物の軟地、構 認又は検査に関して三年以上の実務の経験を有する者

- で、かつ、当該役職において法第六条から法第七条の四までに規定する確
- ハ 建築主事の職にあった者若しくは確認検査員の職にあり、又はあった者

する者

等業務規程の認可を受けようとするときは、別記第十五号様式の指定認定機関
認定等業務規程認可申請書に当該認可に係る認定等業務規程を添えて、これを
建設大臣に提出しなければならない。
<ul><li>7 指定認定機関は、法第七十七条の四十五第一項後段の規定により認定等業務</li></ul>
規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第十六号様式の指定認定機関
認定等業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、こ
れを建設大臣に提出しなければならない。
(認定等業務規程の記載事項)
第四十一条法第七十七条の四十五第二項の建設省令で定める事項は、次のとお
<u></u>
認定等の業務を行う時間及び休日に関する事項
事務所の所在地及びその事務所が認定等の業務を行う区域に関する事項
三詞定等の業務の範囲に関する事項
団詞定等の業務の実施方法に関する事項
五一認定等に係る手数料の収納の方法に関する事項
六一認定員の選任及び解任に関する事項
1 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項
人型式部材等製造者の認証に係る検査を行う際に携帯する身分証及びその携
帯に関する事頃
れ 認定等の業務の実施体制に関する事項
+ その他認定等の業務の実施に関し必要な事項
(指定認定機関による認定等の報告)
第四十二条「指定認定機関は、法第六十八条の二十五により認定等を行つたとき」

⊥	法第七十七条の四十六第一頃の規定による報告を行つた年月日

- へ 認定番号及び認定書の交付を行った年月日
- 木 審査の結果(不合格の場合はその理由)
- | 
  審査を行った認定員の氏名

#### 材料その他の概要

- ハ認定の申請に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、名称、構造、
- ロ 認定の申請を受けた年月日
- 不認定を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- | 型式適合認定 次のイからチまでに定める事頃

#### 該各号に定める事項とする。

0

今で定めるものは、次の各号に掲げる認定又は認証の業務に応じ、それぞれ当

( 帳簿) 第四十三条 法第七十七条の四十七第一項の認定等の業務に関する事項で建設省

る場合を含む。)の認証の更新を行った場合、別記第十九号様式による報告 書に認証書(当該認証内容を記載した内容を含む。)の写しを添えて行う。

図書を含む。)の写しを添えて行う。 三法第六十八条の十四第一項(法第六十八条の二十三第二項において準用す

|| 法第六十八条の十一第一項又は法第六十八条の二十三第一項の認証を行う||| と場合 別記第十八号様式による報告書に認証書(当該認証内容を記載した

該認定内容を記載した図書を含む。)の写しを添えて行う。

型式適合認定を行った場合 別記第十七号様式による報告書に認定書(当)

分に応じ、当該各号に定める方法により、建設大主に報告しなすればならない

### (図書の保存)

つた年月日
○ 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディス
クに記録され、必要に応じ指定認定機関において電子計算機その他の機器を用
いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の四十七
第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
<ul> <li>− 法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行わ第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。</li> </ul>

頃において準用する場合を含む。)の規定による公示の番号及び公示を行

え 当該認定に係る法第六十八条の十一第三項(法第六十八条の二十三第二

り 法第七十七条の四十六第一項の規定による報告を行った年月日

予認証審号及び認証書の交付を行った年月日

ト 審査の結果(不合格の場合はその理由)

へ 審査を行った認定員の氏名

ホ 審査を行った年月日

| 製造する型式部材等に係る型式適合認定番号その他の概要

ハ 認証の申請に係る工場又は事業場の所在地、名称その他の概要

ロ 認証の申請を受けた年月日

不認証を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

用する場合を含む。)の認証の更新次のイからスまでに定める事項

証又は法第六十八条の十四第一項(法第六十八条の二十三第二項において準

|| 法第六十八条の十一第一項、法第六十八条の二十三第一項の規定による認

予当該認定に係る公示の番号及び公示を行った年月日

第四十四条 支第七十七条の四十七第二項の認定等の業務に関する書類で建設省 今で定めるものは、次の各号に掲げる認定又は認証の業務に応じ、それぞれ当 該各号に定める書類とする。 | 型式適合認定 規則第十条の五の二に規定する申請書及びその添付図書並 びに審査の結果を記載した図書 証又は法第六十八条の十四第一項(法第六十八条の二十三第二項において準 用する場合を含む。)の認証の更新、規則第十条の五の六に規定する申請書 反びその添け図書並びに審査の結果を記載した図書 2 前頃の図書が、電子計算機に構えられたファイル又は磁気ディスクに記録さ れ、必要に応じ指定認定機関において電子計算機をの他の機器を用いて明確に 紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の四十七第二項に規 定する書類に代えることができる。 ○ 法第七十七条の四十七第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行わ) れた司頃のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、当該認定又は認証が取り 消された場合を除き、認定等の業務の全部を廃止するまで保存しなければなら ない。 (指定認定機関に係る業務の休廃止の許可の申請) 第四十五条「指定認定機関は、法第七十七条の五十第一項の規定により認定等の 業務の全部又は一部を休止し、又は発止しようとするときは、別記第二十号様

式の指定認定機関業務休養止許可申請書を建設大臣に提出しなければならない

(認定等の業務の引継ぎ)

\_\_\_\_

第四十六条 指定認定機関は、法第七十七条の五十二第一項に規定する場合には
、次に掲げる事項を行わなければならない。
認定等の業務を建設大臣に引き継ぐこと。
認定等の業務に関する帳簿及び書類を建設大臣に引き継ぐこと。
三
第五章 承認認定機関
(承認認定機関に係る承認の申請)
第四十七条 法第七十七条の五十四第一頃の規定による承認を受けようとする者
は、別記第二十一号様式の承認認定機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて
、建設大臣に提出しなければならない。
定款又は寄附行為及び登記簿の謄本若しくはこれらに準ずるもの
三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
その他経理的基礎を有することを明らかにする書類(以下この号において「
財産目録等」という。)。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された
法人にあっては、その設立時における財産目録等とする。
三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予
算書で認定等の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
四 申請に係る意思の決定を証する書類
五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員
の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)を記載した
書類
六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
<u> 七 事務所の所在地を記載した書類</u>
八 申請者(法人である場合においてはその役員)が法第七十七条の三十七第

第五十条(承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第)

(承認認定機関の業務支域の変更の届出)

## 頬を添えて、建設大臣に提出しなければならない。

第四十七条第一号から第五号まで、第七号、第十二号及び第十三号に掲げる書

ようとするときは、別記第二十三号様式の承認認定機関業務区域増加申請書に

第七十七条の二十二第一頃の規定により業務支域の増加に係る認可の申請をし

第四十九条(承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法)

(承認認定機関の業務区域の変更に係る認可の申請)

認認定機割変更届出書を、建設大臣に提出しなければならない。

務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第二十二号様式の承

第七十七条の三十九第二頃の規定によりその名称若しくは住所又は認定等の業

第四十八条(承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法)

十三 その他参考となる事頃を記載した書類

(承認認定機関に係る名称等の変更の届出)

十二 認定等の業務の実施に関する計画を記載した書類

一号及び第二号に該当しなハ言を明らかにする書類

- <u>+</u>
  一現こうでいる業務の概要を記載した書類

## 十 認定員の氏名及び略歴を記載した書類

# 領を記載した書類

れ
申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株 式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者 の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価

	د				
(承認認[	正機関に係る業務の	3休廃止の届出)			
第五十三条	承認認定機関は、	法第七十七条の五	五十四第二項」	しおいて準一	用する法
第七十七の	余の三十四第一項の	3規定により認定等	寺の業務の全部	部又は一部	を休止し

ばならない。

4	ならない。
2	承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七
9	奈の四十五第一頃後段の規定により認定等業務規程の変更の認可を受けようと
t	<b>するときは、別記第二十七号様式の承認認定機関認定等業務規程変更認可申請</b>
ŧ	<b>青に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを建設大臣に提出しなけれ</b>

第七十七条の四十五第一項前段の規定により認定等業務規程の認可を受けよう第五十二条(承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法(認定等業務規程の認可の申請)

とするときは、別記第二十六号様式の承認認定機関認定等業務規程認可申請書

に当該認可に係る認定等業務規程を添えて、これを建設大臣に提出しなければ

設大臣に提出しなければならない。

(認定員の選任及び解任の届出)

うとするときは、別記第二十五号様式の承認認定機関認定員選任等届出書を建第七十七条の四十二第三項の規定によりその認定員の選任又は解任を届け出よ

第五十一条(承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法

出しなければならない。

きは、別記第二十四号様式の承認認定機関業務区域減少届出書を建設大臣に提

七十七条の二十二第二項の規定により業務区域の減少の届出をしようとすると

#### 領は、旅費相当額に算入しない。

る部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する

★ 建設大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとな

る 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として統費相当額を計算する。

他の事業場ごとに三日として旅費相当額を計算する。

○ 検査を実施する日数は、当該検査等に係る工場、営業所、事務所、倉庫その

第五十六条(旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。)

( 旅費の額の計算に係る細目)

田区霞が関ニ丁目一番ニ号とする。

出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在動官署の所在地は、東京都干代

第五十五条(旅費相当額を計算する場合において、当該検査等のため、その地に

その旅費の額を計算するものとする。

(在勧官署の所在地)

イに規定する行政職奉給表
「による職務の級が六級である者であるものとして員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号は、1904年にの1631、美言相互の力が1041に3567を明直に 一点単の単

る。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職

当額」という。)は、硫費法の規定により支給すべきこととなる硫費の額とす

第五十四条(今第百三十六条の二の十一の硫費の額に相当する額(以下「硫費相」((1)))

(旅費の額)

止届出書を建設大臣に提出しなければならない。

、又は廃止しようとするときは、別記第二十八号様式の承認認定機関業務休廃

第三十六条の規定は法第六十八条の二十五第三項の承認に、第三十七条、第三
十八条及び第四十一条から第四十四条までの規定は承認認定機関に準用する。
第六章 指定性能評価機関
(指定性能評価機関に係る指定の申請)
第五十八条 法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受けようとする者
は、別記第二十九号様式の指定性能評価機関指定申請書に次に掲げる書類を添
えて、建設大臣に提出しなければならない。
一定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設
立時における財産目録とする。
三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予
算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
<u> 団</u> 申請に係る意思の決定を証する書類
五   申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員
の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)を記載した
書類
六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
<u> 七</u> 事務所の所在地を記載した書類
( 申請者(法人である場合においてはその役員)が法第七十七条の三十七第
一号及び第二号に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書
1 へ 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株

第五十七条第三十三条の規定は法第七十七条の五十四第一項の承認の申請に、

())

の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価
額を記載した書類
十 審査に用いる試験装置その他の設備の概要及び整備計画を記載した書類
十一 評価員の氏名及び略歴を記載した書類
十二 現に行っている業務の概要を記載した書類
十三 性能評価の業務の実施に関する計画を記載した書類
<u>十四</u> その他参考となる事頃を記載した書類
(指定性能評価機関に係る指定の区分)
第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十
六第二項の建設省令で定める区分は、次に掲げるものとする。
法第二条第七号から第八号まで、同条第九号の二日、法第二十二条、法第
二十三条、法第六十四条、令第百九条の三第一号及び第二号八、令第百十二
条第一項、令第百十三条第一項第三号、令第百十四条第五項、令第百十五条
の二第一項第四号、今第百十五条の二の二第一項第一号及び第四号八並びに
今第百二十九条の二の五第一項第七号八の認定に係る評価を行う者としての
推定
、今第一条第五号及び第六号の認定に係る評価を行う者と
しての指定
——————————————————————————————————————
ー

式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者

も 今第二十条の二第一号ニ及び今第二十条の三第二項第一号日の認定に係る
評価を行う者としての指定
ハ 今第二十二条の認定に係る評価を行う者としての指定
れ 今第二十二条の二第二号日の認定に係る評価を行う者としての指定
十 今第二十九条及び令第三十条第一項の認定に係る評価を行う者としての指
定
<u>+</u>
の認定に係る評価を行う者としての指定
十二 今第百八条の三第一項第二号及び第四項の認定に係る評価を行う者とし
ての指定
十三一今第百十二条第十四項及び第十六項、令第百二十六条の二第二項、令第
百二十九条の十三の二第三号、今第百三十六条の二第一号並びに今第百四十
五条第一項第二号の認定に係る評価を行う者としての指定
十四
十五(今第百二十六条の五第二号の認定に係る評価を行う者としての指定
十六(今第百二十九条の二第一項及び令第百二十九条の二の二第一項の認定に
係る評価を行う者としての指定
十七 今第百二十九条の二の五第二項第三号の認定に係る評価を行う者として
の指定
十八 今第百二十九条の二の七第三号の認定に係る評価を行う者としての指定
十九(今第百二十九条の四第一項第三号、今第百二十九条の八第二項、今第百
二十九条の十第二項及び令第百二十九条の十二第五項の認定に係る評価を行
う者としての指定
二十 今第百二十九条の十五第一号の認定に係る評価を行う者としての指定
十一 今第百四十四条第四号イ及び令第百四十四条第六項の認定に係る評価

#### を行う者としての指定

| 二十二|| 規則第一条の三第一項の認定に係る評価を行う者としての指定|

(指定性能評価幾期に係る名称等の変更の届出)

第六十条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する 法第七十七条の三十九第二項の規定によりその名称若しくは住所又は性能評価 の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第三十号様式の 指定性能評価機関変更届出書を、建設大室に提出しなければならない。

(指定性能評価機関の業務区域の変更に係る認可の申請)

第六十一条「指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用す る法第七十七条の四十第一項の規定により業務区域の増加又は減少に係る認可 の申請をしようとするときは、別記第三十一号様式の指定性能評価機割業務区

域変更申請書に第五十八条第一号から第五号まで、第七号、第十号、第十三号 及び第十四号に掲げる書類を添えて、 建設大臣に提出しなければならない。

(指定性能評価機関に係る指定の更新)

名以上によって行うことものとする。

(性能評価の方法)

は、第五十八条及び五十九条の規定を準用する。

第六十二条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十

一第一頃の規定により、指定性能評価機関が指定の更新を受けようとする場合

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十 二第一頃の建設省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員一

○ ことが明らかな場合はこの限りでない。
 √。ただし当該試験に係る構造に長期許容応力度に相当する力が生じな試験体の長期許容応力度に相当する力が生じた状態で行うものであるこ
 ○ 試験体(自重、積載荷重又は積雪荷重を支えるものに限る。)に当該通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること

通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること<u>③</u>通常の火災による火熱を適切に再現することができる加熱炉を用い、

とすることができる。

と。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法

① 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであるこ

に基づく認定 次の各号に掲げる基準に適合する試験方法

頃第四号若しくは百十五条の二の二第一項第一号若しくは第四号ハの規定

第一号若しくは第二号八、第百十三条第一項第三号、第百十五条の二第一

イ 法第二条第七号から第八号まで若しくは第二十三条又は令第百九条の三

それぞれに掲げる試験方法により評価を行うこと。

四 次に掲げる認定に係る評価を行うに当たつては、当該認定の区分に応じて法により審査を行うこと。

当該性能評価を行うことが困難であると認める事項について試験その他の方

申請者にその旨を通知し、申請に係る建築材料その他のものの提出を受け、

三前二号の書類のみでは性能評価を行うことが困難であると認めるときは、

を行うこと

性能評価を行うことが困難であると認めるときば、追加の書類を求めて審査

付図書をもって行うこと。

一規則第十条の五の二十一に規定する申請書(性能評価申請書)及びその添

ことができるものであること。

③ 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うであること。

おける通常の火災による火の粉)を適切に再現した試験により行うもの法第六十三条の規定に基づく認定の評価を行う場合にあつては市街地にを適切に再現することができる装置を用い、通常の火災による火の粉(

- ③ 通常の火災による火の粉及び市街地における通常の火災による火の粉とすることができる。
- と。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法
- 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであるこ

げる基準に適合する試験方法

0

- ③ 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行う

通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること2。通常の火災による火熱を適切に再現することができる加熱がを用い、

- ③ 通常の火災による火熱を適切に再現することができる加熱炉を用い、とすることができる。
- と。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法
- 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであるこ

づく認定 次の各号に掲げる基準に適合する試験方法

法第二条第九号の二日若しくは法第六十四条又は令第百十二条第一項、

 づとができるものであること。

④ 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行う

(註	価員の	\$毄件)							
第六十	- 四条	法第七十	七条の五-	下六条第1	「頃におい	て準用する	る法第七十	-力徐の	E
+1	第   语	の建設省	令で定める	る要件は、	次の各号	のいずれ	かに該当す	ッる者と	1p
<b>№</b> °	_								
Τ	学校教	「育法に基	づく大学ら	メはこれに	に相当する。	外国の学	校において	と建築、	機

ことができるものであること。

とすることができる。

③ 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行う
ルを測定するものであること。

条の三の表の上欄に掲げる振動数の音を発し、もう一方の室で音圧レベ

- ③ 試験開口部をはさむ二つの室を用い、一方の室の音源から令第二十二
- と。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法
- (1) 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであるこう(1) 方法
- 水 法第三十号の規定に基づく認定 次の各号に掲げる基準に適合する試験の数値により適切に判定を行うことができるものであること。
- ③ 当該認定に係る技術的基準に適合することについて発熱量及びその他常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。 ② 道常の火災による火熱を適切に再現することなてきる装置を用い 道
- ③ 通常の火災による火熱を適切に再現することができる装置を用い、通ることができる。
- へただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とす

   会のものと同一の材料及び寸法の試験体を用いるものであること。

   なの各号に掲げる基準に適合する試験方法
- 二 法第二条第九号又は令第一条第五号若しくは第六号の規定に基づく認定

## 提出しなければならない。

変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを建設大臣にようとするときは、別記第三十四号様式の指定性能評価機関性能評価業務規程

初 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七

提出しなければならない。

程認可申請書に当該認可に係る性能評価業務規程を添えて、これを建設大臣に

けようとするときは、別記第三十三号様式の指定性能評価機関性能評価業務規

る法第七十七条の四十五第一項前段の規定により性能評価業務規程の認可を受第六十六条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用す

(性能評価業務規程の認可の申請)

届出書を建設大臣に提出しなければならない。

ト出ようとするときは、別記第三十二号様式の指定性能評価機関評価員選任等

する法第七十七条の四十二第三頃の規定によりその評価員の選任又は解任を福第六十五条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六条第二項において準用

(評価員の選任及び解任の届出)

ШÆ

くは衛生その他の認定等に関連する分野について高支な専門的知識を有する
「一国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、建築、機械、電気若し

械、電気若しくは衛生その他の認定等に関連する科目を担当する教授若しく

(
第六十八条法第七十七条の五十六第二頃において準用する法第七十七条の四十
七第一項の性能評価の業務に関する事項で建設省令で定めるものは、次のとお
のそすで
一 性能評価を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
二性能評価の申請を受けた年月日
三性能評価の申請に係る構造方法又は建築材料の種類、名称、構造、材料を
の他の概要
四一審査を行った評価員の氏名
五性能評価書の交付を行った年月日
○ 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディス

- れ その他性能評価の業務の実施に関し必要な事項
- 八 性能評価の業務の実施体制に関する事項
- 七 性能評価の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 六 評価員の選任及び解任に関する事項
- 五性能評価に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 四性能評価の業務の実施方法に関する事項
- 三性能評価の業務の範囲に関する事項
- || 事務所の所在地及びその事務所が性能評価の業務を行う区域に関する事項
- | 性能評価の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 五第二項の建設省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 第六十七条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十
- (性能評価業務規程の記載事項)

(指定性能評価機関に係る業務の休廃止の許可の申請)

らない。

*К*нило°

る 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第二項

において準用する法第七十七条の四十七第二項に規定する書類に代えることが

確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の五十六第二頃れ、必要に応じ指定性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明

○ 前項の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録さ

た図書とする。

条の五の二十二に規定する申請書及びその添付図書並びに審査の結果を記載し

七第二頃の性能評価の業務に関する書類で建設省令で定めるものは、規則第十第六十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十

(図書の保存)

らない。

○ 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第一項
 □ 記載に代えることができる。

十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿へのを用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の五クに記録され、必要に応じ指定性能評価機関において電子計算機その他の機器

|| 申請の日の属する事業年夏の前事業年夏における財産目録及び貸借対照表 その他経理的基礎を有することを明らかにする書類(以下この号において、 法人にあっては、その設立時における財産目録等とする。 三
申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予

算書で性能評価の業務に係る事頃と他の業務に係る事頃とを叉分したもの

添えて、提出しなければならない。

は、別記第三十六号様式の承認人性能評価機関承認申請書に次に掲げる書類を

(承認性能評価機関に係る承認の申請) 第七十二条 法第七十七条の五十七第一項の規定による承認を受けようとする者

第七章 承認性能評価幾期

三
その他建設大臣が必要と認める事項

| 住能評価の業務を建設大臣に引き継ぐこと。| || 性能評価の業務に関する帳簿及び書類を建設大臣に引き継ぐこと。

すればらない。

る法第七十七条の五十二第一頃に現定する場合には、次に掲げる事頃を行わな

(性能評価の業務の引継ぎ) 第七十一条(指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用す

務床廃止許可申請書を建設大臣に提出しなければならない。

し、又は発止しようとするときは、別記第三十五号様式の指定性能評価機割業

法第七十七条の五十第一頃の現宅により性能評価の業務の全部又は一部を休止

第七十条(指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する)

(承認性能評価機関の業務区域の変更に係る認可の申請)

式の承認性能評価機割変更届出書を、建設大臣に提出しなければならない。

価の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときば、別記第三十七号様

る法第七十七条の三十九第二頃の規定によりその名称若しくは住所又は性能評

第七十三条(承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用す

(承認性能評価機関に係る名称等の変更の届出)

- 十四 その他参考となる事頃を記載した書類
- 十三 性能評価の業務の実施に関する計画を記載した書類
- 十二 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 十一 評価員の氏名及び略莚を記載した書類
- 本 審査に用いる試験装置その他の設備の概要及び整備計画を記載した書類

### 額を記載した書類

の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価

式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者

|五|||申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に現定する構式員

の氏名及び略葉(構成員が法人である場合は、その法人の名称)を記載した

- 九 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株
- 一号及び第二号に該当しなハ旨を明らかにする書類
- へ 申請者(法人である場合においてはその役員)が法第七十七条の三十七第
- 七 事務所の所在地を記載した書類

- 六 組織及び運営ご関する事頃を記載した書類

## 書類

2	指定性能評価機関は、	法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七

堤出しなければならない。

程認可申請書に当該認可に係る性能評価業務規程を添えて、これを建設大臣に

けようとするときは、別記第四十一号様式の承認性能評価機関性能評価業務規

る法第七十七条の四十五第一項前段の規定により性能評価業務規程の認可を受

第七十七条(承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用す(性能評価業務規程の認可の申請)

出書を建設大臣に提出しなければならない。

け出ようとするときは、別記第四十号様式の承認性能評価機関評価員選任等届

する法第七十七条の四十二第三項の規定によりその評価員の選任又は解任を届第七十六条(承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七条第二項において準用

(評価員の選任及び解任の届出)

設大臣に提出しなければならない。

するときは、別記第三十九号様式の承認性能評価機関業務区域減少届出書を建る法第七十七条の二十二第二項の規定により業務区域の減少の届出をしようと

第七十五条(承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用す

(承認性能評価機関の業務区域の変更の届出)

十四号に掲げる書類を添えて、建設大臣に提出しなければならない。 申請書に第七十二条第一号から第五号まで、第七号、第十号、第十三号及び第をしようとするときは、別記第三十八号様式の承認性能評価機関業務区域増加る法第七十七条の二十二第一項の規定により業務区域の増加に係る認可の申請第七十四条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用す

提出しなければならない。	
(承認性能評価機関に係る業務の休廃止の届出)	
第七十八条(承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用す	
る法第七十七条の三十四第一頃の規定により性能評価の業務の全部又は一部を	
休止し、又は廃止しようとするときは、別記第四十三号様式の承認性能評価機	
関業務休廃止届出書を建設大臣に提出しなければならない。	
(	
第七十九条(第五十九条の規定は法第七十七条の五十七第一項の承認の申請に、	
第六十二条の規定は法第六十八条の二十六第六項の承認に、第六十三条、第六	
十四条から第五十六条までの規定は法第七十七条の五十七第二項において準用	
する法第七十七条の四十九第一頃の検査に準用する。	
(別記様式は省略)	

| 変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを建設大臣にようとするときは、別記第四十二号様式の承認性能評価機関性能評価業務規程+11号様式の承認性能評価機関性能評価業務規程+11条の四十五第一項後段の規定により性能評価業務規程の変更の認可を受け